

決議案第 4 号 議決第 563 号  
平成 26 年 6 月 30 日議決原案可決

## アサヒビール跡地を基本協定に基づいて購入するよう市長に求める決議の件

上記決議案を次のとおり西宮市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

平成 26 年 6 月 30 日提出

## アサヒビール跡地を基本協定に基づいて購入するよう市長に求める決議(案)

今村市長は所信表明において、公共施設の移転整備を目的としたアサヒビール跡地の取得は白紙、別の用途でも市が積極的に土地を取得することは考えていないと表明した。

しかし、本件は当初から本市と議会が時間をかけて協議し、**取得価格の優位性や市立中央病院の改革、総合的な防災対策、老朽化する公共施設などの課題解決に資するとの結論からその購入を了とし、予算化された経緯があり、議会大多数の判断である。**

**また市長が述べる教育環境整備やこのためも含まれる公共施設の再編を含めた老朽化対策、中央病院の県との経営統合においても一定の面積を有する適地が必要であることから、今回の取得を白紙とすれば、これらの課題解決に「適切な土地がない」という致命的な打撃を与えかねず、市の核ともなる場所に、広大な面積をこれだけ優位な価格と条件で購入できる可能性はおそらく、二度と廻ってこないものと思われる。**

基本協定が 7 月末に失効すれば同地は民間同士における土地売買の話となり、前述の本市政策課題解決には貢献しない結果となることは明白である上、開発に関する市の関与や指導には限界があることから、「土地の取得を前提とした民間主導の文教住宅都市にふさわしい総合的な開発計画」がただちに進められ、成就する保証はなく、将来に禍根を残す可能性が極めて高いと懸念される。

西宮市議会は以上に鑑み、本市が結果として積極的に良好なまちづくりへ関与する機会を失うことがないよう、土地の利活用方法はなお今後の議論に委ねるとしても、同地を基本協定及び地位譲渡承諾書に基づいて購入するよう市長に求めるものである。

以上、決議する。

平成 26 年 6 月 日

西宮市議会